

令和6年能登半島地震被災地の入学予定者に対する特別措置について

能登半島地震で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

今般、本校の入学予定者のうち、令和6年能登半島地震に係る災害救助法適用地域に居住する学費支弁者に対して、次のとおり特別措置をいたします。

1 入学金・授業料等について

り災証明書に記載された被災状況によって、以下の措置を適用します。

なお、特別措置（給付額）の給付方法は、納入予定の入学時納入金に充当します。

区分	被災状況	特別措置
A	学費支弁者の死亡又は学費支弁者が居住する家屋の全壊、全焼もしくは流失	入学金の全額相当額及び令和6年度の授業料等の全額相当額を給付
B	学費支弁者が居住する家屋の半壊もしくは半焼	入学金の全額相当額及び令和6年度の授業料等の半額相当額を給付

2 編入学者及び再入学者について

1を準用する。

3 申請方法について

- ① 令和6年1月1日以降に実施する入学試験を受験する者
出願時に「特別措置申請書（令和6年能登半島地震）」及び「り災証明書（写し可）」を御提出ください。
- ② 令和5年12月31日以前に実施した入学試験を受験し合格した者
高校事務課に御連絡ください。

4 給付方法について

- ① 令和6年1月1日以降に実施する入学試験を受験する者
入学時納入金から給付額を減額します。
- ② 令和5年12月31日以前に実施した入学試験を受験し合格した者
詳細については、決定次第、御連絡いただいた方に対して改めて通知いたします。

5 お問い合わせ及び申請先

日本大学櫻丘高等学校事務課
電話番号 03-5317-9300

以 上